

令和5年度市民税・県民税について

三木市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。
 さて、『令和5年度市民税・県民税納税通知書』を送付します。

この令和5年度市民税・県民税は前年中(令和4年1月1日～12月31日)の所得金額等をもとに算定されています。

1 市民税・県民税が課税される方

- 令和5年1月1日現在三木市内に住所を有する人が納税義務者となります。令和5年1月2日以降に他の市町村に転出された場合でも、令和5年度市民税・県民税は三木市に納めていただきます。
- 令和5年1月1日現在三木市内に事業所・家屋敷を有し(所有権の有無ではない)、一定額以上の所得がある方は、地方税法第294条第1項第2号及び三木市税条例第23条第1項第2号の規定により、三木市内に住所を有してなくても、納税義務者となります。応益性の見地から市民税・県民税均等割(5,800円)が課税されます。

2 市民税・県民税が課税されない方

以下に該当する方には、市民税・県民税は課税されません。

- 均等割も所得割も課税されない方
 - 前年中において所得を有しなかった方
 - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
 - 前年の合計所得金額が次の計算により求めた額以下の方
 所得 \leq 28万円 \times (本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+10万円
 [控除対象配偶者又は扶養親族があるときは168,000円加算]
- 所得割の課税されない方
 前年の総所得金額等の合計額が次の計算により求めた額以下の方
 所得 \leq 35万円 \times (本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+10万円
 [控除対象配偶者又は扶養親族があるときは320,000円加算]
※上記の扶養親族には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

3 計算方法

市民税・県民税には、市民の皆さまに均等に負担していただく『均等割』と、所得に応じて負担していただく『所得割』があります。令和5年度の市民税・県民税は前年中の所得をもとにして次の方式により計算したものです。

① 均等割額(年額)

市民税・・・3,500円 県民税・・・2,300円

※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの均等割に1,000円(市民税500円、県民税500円)を加算しています。

※県民税均等割のうち800円は、森林や都市の緑の保全・再生のために使われる『県民緑税』です。

② 所得割の税率

総合課税分		市民税	県民税		
分離課税分	短期譲渡所得	一般分	5.4%	3.6%	
		軽減分	3%	2%	
	長期譲渡所得	一般分	3%	2%	
		特定分	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2,000万円超の部分	3%	2%
		軽減分	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円超の部分		3%	2%	
株式等の譲渡所得	一般株式等	3%	2%		
	上場株式等	3%	2%		
	上場株式等の配当所得等	3%	2%		
	先物取引の雑所得等	3%	2%		

③ 税額の計算の仕方

$$\text{総所得金額} - \text{所得控除合計} = \text{課税総所得金額} \quad (1,000円未満切り捨て)$$

$$\text{課税総所得金額} \times \text{税率} = \text{税額控除前所得割額}$$

$$\text{税額控除前所得割額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{年税額} \quad (100円未満切り捨て)$$

《参考1》給与所得の計算方法

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
550,999円まで		0円
円	円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した額
551,000	1,618,999	
1,619,000	1,619,999	1,069,000円
1,620,000	1,621,999	1,070,000円
1,622,000	1,623,999	1,072,000円
1,624,000	1,627,999	1,074,000円
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額：A) 「A \times 2.4+100,000円」で求めた金額
1,800,000	3,599,999	「A \times 2.8-80,000円」で求めた金額
3,600,000	6,599,999	「A \times 3.2-440,000円」で求めた金額
6,600,000	8,499,999	「収入金額 \times 90%-1,100,000円」で求めた金額
8,500,000円以上		「収入金額-1,950,000円」で求めた金額

※所得金額調整控除の適用がある場合は、控除後の金額が給与所得になります。

☆所得金額調整控除

- 給与収入が850万円を超え本人が特別障害者に該当、又は23歳未満の扶養親族がいる、又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族がいる場合、所得金額調整控除が適用されます。

$$\text{【所得金額調整控除} = (\text{給与収入} - 850\text{万円}) \times 0.1\text{】}$$

※給与収入が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算します。

- 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除が適用されます。

$$\text{【所得金額調整控除} = \text{給与所得} + \text{公的年金に係る雑所得} - 10\text{万円】}$$

※給与所得・公的年金に係る雑所得がそれぞれ10万円を超える場合はそれぞれ10万円として計算します。

※a、bの両方に該当する場合、aの控除後にbを控除します。

《参考2》公的年金等にかかる雑所得の計算方法

※計算結果がマイナスの場合、所得金額は0円となります。

【65歳未満の場合：昭和33年1月2日以降に生まれた方】

公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円まで	(A)-600,000円	(A)-500,000円	(A)-400,000円
1,300,000円から 4,099,999円まで	(A) \times 75% -275,000円	(A) \times 75% -175,000円	(A) \times 75% -75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	(A) \times 85% -685,000円	(A) \times 85% -585,000円	(A) \times 85% -485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	(A) \times 95% -1,455,000円	(A) \times 95% -1,355,000円	(A) \times 95% -1,255,000円
10,000,000円以上	(A) -1,955,000円	(A) -1,855,000円	(A) -1,755,000円

【65歳以上の場合：昭和33年1月1日以前に生まれた方】

公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円まで	(A) -1,100,000円	(A) -1,000,000円	(A) -900,000円
3,300,000円から 4,099,999円まで	(A) \times 75% -275,000円	(A) \times 75% -175,000円	(A) \times 75% -75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	(A) \times 85% -685,000円	(A) \times 85% -585,000円	(A) \times 85% -485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	(A) \times 95% -1,455,000円	(A) \times 95% -1,355,000円	(A) \times 95% -1,255,000円
10,000,000円以上	(A) -1,955,000円	(A) -1,855,000円	(A) -1,755,000円

④ 税額控除

▼ 調整控除額

所得税と市民税・県民税の人的控除の額の差(詳細は【別表1】をご覧ください)による負担増を調整するため、市民税・県民税で減額します。

- 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

(ア) 人的控除額の差の合計額	のいずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%)
(イ) 市民税・県民税の合計課税所得金額	

- 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人
 {人的控除額の差の合計額 - (市民税・県民税の合計課税所得金額 - 200万円)} \times 5% (市民税3%、県民税2%)

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円になります。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

▼ **住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)**

●対象者
令和4年分の所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税において控除しきれなかった金額がある人。
※平成20年中の入居者は対象外です。

●控除される額 【控除割合 市民税3:県民税2】
次のいずれか少ない額が控除されます。ただし、居住年が平成26年4月から令和3年までであって、特定取得(住宅の取得等の額に含まれる消費税額等が8%又は10%である場合)に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した額となります。

- (1) 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額
- (2) 所得税の課税される所得金額等×5%(最高97,500円)

▼ **寄附金税額控除**

●対象となる寄附金
(1) 都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
*「ふるさと納税」として被災地の県や市町村に直接寄附する場合や、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などに義援金として寄附した場合も対象となります。
(2) 兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金
(3) 兵庫県が条例で指定した認定NPO法人等に対する寄附金(県民税のみ対象。市民税は対象外。)

●税額控除額の計算方法【控除割合 市民税3:県民税2】
⑦、⑧、⑨の合計額が市民税・県民税の所得割額から減額されます。(控除対象寄附金額は総所得金額等の30%が上限)
⑦ 基本控除額:(寄附金額-2千円)×10%
⑧ 特例控除額:都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のみ適用(寄附金額-2千円)×「下表」の該当する割合(市民税・県民税所得割額の20%が上限)
⑨ 申告特例控除額:ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合に加算特例控除額×「下表」の該当する加算割合

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合	加算割合
0円以上195万円以下	84.895%	5.105/84.895
195万円を超え330万円以下	79.79%	10.21/79.79
330万円を超え695万円以下	69.58%	20.42/69.58
695万円を超え900万円以下	66.517%	23.483/66.517
900万円を超え1,800万円以下	56.307%	33.693/56.307
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%	
4,000万円超	44.055%	
0円未満(課税山林・退職所得金額を有しない場合)	90%	-
0円未満(課税山林・退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合	

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の注意点

確定申告書又は住民税申告書を提出した場合や5を超える地方団体に申告特例の申請を行った場合等は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、確定申告等で寄附金控除の申告が必要です。

▼ **配当控除**

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が控除されます。

配当所得の種類	※	市民税	県民税	
剰余金の配当等に係る配当所得	①	1.6%	1.2%	
	②	0.8%	0.6%	
特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	外貨建等証券投資信託以外	①	0.8%	0.6%
		②	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	①	0.4%	0.3%
		②	0.2%	0.15%

※①課税所得金額が1,000万円以下の部分
②課税所得金額が1,000万円超の部分

▼ **配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額**

特定配当及び特定株式等譲渡所得金額について申告した場合に、以下の割合で所得割から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

なお、所得割額から控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額があった場合、当該金額は個人の市民税・県民税に充当されます。また、充当することができなかった場合は、別途還付等されます。

《参考》上場株式等に係る配当所得の申告分離課税

上場株式に係る配当所得について、総合課税方式と申告分離課税方式が選べます。

▼ **総合課税方式の特徴**

- ・ 配当控除がある
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算不可
- ・ 税率は市民税・県民税10%、所得税は5~45%

▼ **申告分離課税方式の特徴**

- ・ 配当控除がない
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算可
- ・ 税率は市民税・県民税5%、所得税15%

※いずれの場合も所得税には、復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が加算されます。

※上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和4年度の税制改正により、令和6年度市・県民税(令和5年分の所得税の確定申告)からは課税方式を選択することができなくなります。

4 **納税について**

＜納税の方法＞

市民税・県民税の納税方法には、『給与からの特別徴収』、『公的年金からの特別徴収』及び『普通徴収』の3種類があります。

▽『給与からの特別徴収』……令和5年6月～令和6年5月までの12回に分けて事業主が毎月の給与から差し引いて、市役所に納める方法です。

▽『公的年金からの特別徴収』……年金に係る市民税・県民税を年金から差し引いて、三木市に納める方法です。

◆ **すでに年金特別徴収の方(特別徴収2年目以降)**

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	【仮徴収】			【本徴収】		
徴収方法	特別徴収(年金からの天引き)					
税額	すでに通知している納付額			令和5年度の税額から4~8月に徴収した税額を引いた額の1/3ずつ		

◆ **令和5年10月から年金特別徴収となる方(特別徴収初年度)**

期・月	第1期	第2期	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収(納付書等)		特別徴収(年金からの天引き)		
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

(1) 公的年金からの特別徴収の対象者

前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において公的年金等を受給されている65歳以上の方。ただし、いずれかに該当する方は対象外となります。

- ・ 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
- ・ 特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満の方
- ・ 特別徴収される市民税・県民税が公的年金から引ききれない方

(2) 市外に転出された方の特別徴収

次のとおり、転出時期に応じて公的年金からの特別徴収を継続します。

転出時期	公的年金からの特別徴収
1/1~3/31	転出された年度の翌年度の仮徴収(8月)まで継続。本徴収は停止するので、第3・4期の普通徴収により納付
4/1~12/31	転出された年度の特別徴収(翌年の2月)まで継続

(3) 公的年金からの特別徴収税額が変更になった方

年度途中で公的年金からの特別徴収税額が変更になった場合であっても、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続になります。

☆年金特別徴収の徴収方法の注意事項

- ・ 税額が前年度よりも減額になり、仮徴収で年税額を完納できる場合等は仮徴収の金額で徴収し、過払い分につきましては後日還付します。
- ・ 年度途中で年金特別徴収が停止になった場合や、本年度の本徴収額がない場合、翌年度の市民税・県民税の徴収方法は、上記特別徴収初年度と同様の方法となります。

▼ **公的年金からの特別徴収の対象となる税額**

65歳未満の方

◆ **給与と公的年金がある方**

市民税・県民税を給与から天引きされている方の公的年金等に係る税額は、原則給与からの特別徴収となります。

なお、給与所得と年金所得がある方(65歳未満)で、3月15日までの確定申告または市・県民税申告にて市民税・県民税の納付方法を普通徴収に選択されている場合、公的年金等に係る税額は、個人納付(普通徴収)となります。

65歳以上の方

◆ **給与と公的年金がある方**

公的年金等に係る税額は、年金から特別徴収となります。給与所得に係る税額は、給与からの特別徴収又は個人納付(普通徴収)となります。

◆ **公的年金とは別に、給与以外の所得がある方**

公的年金等に係る税額は年金から特別徴収となります。給与以外の所得に係る税額は、個人納付(普通徴収)となります。

▽『普通徴収』……納付書等で、6月末・8月末・10月末・1月末の4回に分けて金融機関等に納める方法です。

現在、『普通徴収』で会社勤めの方は、『給与からの特別徴収』に変更することができます。その場合、納税通知書を勤務先の給与担当者に提示し、給与担当者を通じて、税務課へご連絡ください。ただし、65歳以上の方の公的年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収を行うことはできません。

5 勤務先を退職等された方へ

会社等に勤務されている人の市民税・県民税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれ、事業主が三木市へ納付することになっています【給与からの特別徴収】。この間に退職等の理由により、勤務先の給与から市民税・県民税を差し引くことができなくなった場合は、未納額を個人が納付書等で納付していただくことになります【普通徴収】。なお、普通徴収の納期は4回（6月末・8月末・10月末・1月末）に分かれており、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。

（例）年税額240,000円の方が8月末で退職した場合は、第3期・4期の2回で未納額180,000円を納付していただきます。

【特別徴収：8月末退職のため、9月以降、給与から特別徴収ができない】

徴収済額				未納額							
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
6万円				18万円							

【退職後：納付書等で納付する額】

期	第1期	第2期	第3期	第4期
納付額	—	—	9万円	9万円
納期限	6月末	8月末	10月末	1月末

6 令和5年度税制改正について

(1) 住宅借入金等特別税額控除制度の見直し

- 控除適用期限を4年延長し、令和7年末までに入居された方が対象になります。
- 令和4年以降に入居された方の控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)になります。
※令和4年中に入居された方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結されている方については、所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)で控除限度額を計算します。
- 令和4年以降に入居された方のうち、認定住宅等を取得等された方の控除期間は13年間になります。認定住宅等以外の住宅を取得等された方の控除期間は、令和4年又は5年中入居の方は13年間、令和6年又は7年中入居の方は10年間になります。

(2) 民法改正による未成年の市民税・県民税の扱い

- 民法の改正に伴い、令和5年度以降の市民税・県民税の非課税判定において、賦課期日時点で18歳又は19歳の方は未成年にあたらぬこととなりました。

7 一般的なご質問等

Q1 今三木市に住んでいないのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A1 市民税・県民税は、1月1日現在居住している市町村で、その年度分が課税されます。このため1月2日以降に三木市から他の市町村に転出された場合も、今年度の市民税・県民税は三木市で課税されます。新しい住所地の市町村では、翌年度から課税されます。

Q2 去年は働いていましたが、現在は無職なのに納税通知書が届いたのはなぜですか？

A2 今年度の市民税・県民税は前年中の所得に対して課税されます。そのため、現在無職であっても納付していただくことになります。

Q3 本人は死亡しているのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A3 納税義務者であるかどうかは、その年度の1月1日時点で判断します。納税義務者が1月2日以降に死亡された場合、納税義務は消滅するのではなく、その方の相続人に継承されます。

Q4 配偶者のパート収入が103万円以下なら税金はかからないのですか？

A4 所得税は課税されませんが、市民税・県民税は課税されます。市民税・県民税が課税されない所得の基準額は38万円以下なので、収入として93万円を超えると市民税・県民税が課税されることになります。
なお、扶養控除は収入が103万円を超えると受けることができません。

《参考》

配偶者のパート収入	納税義務者の配偶者控除	納税義務者の配偶者特別控除	配偶者自身の税金	
			市民税・県民税	所得割
93万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない
93万円超 100万円以下			かからない	かかる
100万円超 103万円以下	受けられない	受けられる	かかる	かかる
103万円超 201万6千円未満			かかる	かかる
201万6千円以上	受けられない	受けられない	かかる	かかる

Q5 年金から特別徴収（天引き）するかどうかを、選択することができますか？

A5 本人による選択は認められていません。地方税法により、市民税・県民税が課税される年度の4月1日現在65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税については、特別徴収の方法によって徴収するものとされています（特別徴収される公的年金受給額が年額18万円未満である場合等は除く）。しかし次のような場合、公的年金からの特別徴収が中止されます。

- 死亡した場合
- 年度途中で公的年金所得に係る所得割額、均等割額の合計額に変更があった場合
- 既に特別徴収により仮徴収された金額が、その年度の税額を上回った場合

ただし、特別徴収税額に変更があった場合は、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続となります。

なお、特別徴収されなかった残りの税額については、普通徴収により納付していただくことになります。また、年度途中で公的年金からの特別徴収が中止された場合、年金からの特別徴収は翌年度10月年金支給分から再開されます。

Q6 公的年金が400万円以下の収入しかないため、確定申告をしませんでしたが、昨年と比べて税金が高いのですが…？

A6 公的年金の源泉徴収票に記載されていること以外で控除に追加するものがある場合（生命保険料控除等）、公的年金収入が400万円以下のため確定申告が不要の方であっても、市民税・県民税の申告をしていただくと、市民税・県民税が安くなる可能性があります。

Q7 私は65歳で公的年金所得と不動産所得があります。公的年金からの特別徴収が始まりますが、不動産所得に係る税額も含めて公的年金から市民税・県民税を天引きしてもらえますか？

A7 公的年金から天引きできる市民税・県民税は公的年金所得に係る税額のみのため、不動産所得に係る市民税・県民税は、引き続き納付書等で納付をお願いします。

Q8 納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収税額よりも、実際に年金から特別徴収されている税額が多いです。なぜですか？

A8 4月、6月、8月に特別徴収されることを仮徴収といい、前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収されます。しかし、仮徴収された合計税額が、所得控除額の増加や所得の減少等の理由から、本年度の公的年金分に係る市民税・県民税の年税額より、上回ってしまう場合があります。
特別徴収された過納金については、特別徴収された翌月下旬頃に還付（充当）通知書を送付いたします。

① 6月までの仮徴収税額で年税額を上回る場合

税額が決定する6月に厚生労働大臣等の年金保険者に対して特別徴収の停止の通知を行います。そのため、税額の決定前となる4月、6月は前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収され、8月から特別徴収が停止されます。

② 8月の特別徴収税額が前年度分の年税額の1/6の額より少ない場合

仮徴収の金額を年度途中に変更することができないため、4月、6月、8月ともに前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収されます。

8 市民税・県民税の減免制度

非自発的失業（会社の倒産等）により、市民税・県民税の全額負担が困難な場合は、申請によって減免を受けられる場合があります。ただし、以下の条件を全て満たし、納期限の7日前までに申請を行う必要があります。

- 申請時において、3か月以上無職の状態が継続している方
- 預貯金が一定以下
- 前年の合計所得金額が一定以下

【申請時にご持参いただくもの】

- 市民税・県民税納税通知書
- 雇用保険受給資格者証

※決定には預貯金照会を行いますので、5か月ほど時間がかかります。

決定までに納期限が到来する市民税・県民税に関しては、納付をお願いします。

※疾病等により3か月以上の就労が困難な場合も、減免を受けられる場合があります。詳細は三木市税務課までお尋ねください。

9 市民税・県民税と所得税の所得控除額一覧表

所得控除	市民税・県民税	所得税																																																																											
雑損控除	差引損失額-総所得金額等の合計額×10%=A 差引金額損失額のうち災害関連支出の金額-5万円=B A又はBのいずれか多い方の金額 ※差引損失額=損失金額-保険金等で補てんされる金額	市民税・県民税に同じ																																																																											
医療費控除	・支払った医療費の金額-保険金等で補てんされる金額-(「10万円」と「総所得金額等の合計額×5%」とのいずれか少ない方の金額)※限度額は200万円 ・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合、特定一般医薬品等購入費-1万2千円※限度額8万8千円	市民税・県民税に同じ																																																																											
社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額	市民税・県民税に同じ																																																																											
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度等に基づいて、支払った掛金の金額	市民税・県民税に同じ																																																																											
生命保険料控除	次の①～③について(1)又は(2)で計算した金額の合計額(最高7万円) ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 (1)新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	次の①～③について(1)又は(2)で計算した金額の合計額(最高12万円) ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料 (1)新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	20,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	80,000円超	一律40,000円																																																							
年間の支払保険料等	控除額																																																																												
12,000円以下	支払保険料等の全額																																																																												
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円																																																																												
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円																																																																												
56,000円超	一律28,000円																																																																												
年間の支払保険料等	控除額																																																																												
20,000円以下	支払保険料等の全額																																																																												
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円																																																																												
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円																																																																												
80,000円超	一律40,000円																																																																												
地震保険料控除	(2)旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	(2)旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>25,000円超 50,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円超 100,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	25,000円以下	支払保険料等の全額	25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	100,000円超	一律50,000円																																																							
年間の支払保険料等	控除額																																																																												
15,000円以下	支払保険料等の全額																																																																												
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円																																																																												
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円																																																																												
70,000円超	一律35,000円																																																																												
年間の支払保険料等	控除額																																																																												
25,000円以下	支払保険料等の全額																																																																												
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円																																																																												
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円																																																																												
100,000円超	一律50,000円																																																																												
寄附金控除	平成21年度分から、これまでの「所得控除方式」から、直接税額から控除する「税額控除方式」に変更されました。 【詳しくは3計算方法④税額控除をご覧ください。】	特定の寄附を行った場合 (「特定寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額×40%」とのいずれか少ない方の金額)-2千円																																																																											
障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 26万円(特別障害者 30万円)	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 27万円(特別障害者 40万円)																																																																											
	同居特別障害加算	23万円加算																																																																											
	寡婦控除/ひとり親控除	本人が該当するとき 26万円/30万円																																																																											
	勤労学生控除	本人が該当するとき 26万円																																																																											
配偶者控除	市民税・県民税	所得税																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="6">納税義務者の合計所得金額</th> <th colspan="6">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">900万円以下</th> <th colspan="2">900万円超～950万円以下</th> <th colspan="2">950万円超～1,000万円以下</th> <th colspan="2">900万円以下</th> <th colspan="2">900万円超～950万円以下</th> <th colspan="2">950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円以下</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>老人控除対象配偶者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額						納税義務者の合計所得金額						900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		48万円以下	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者		33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円	<p>・「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち70歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)の方をいいます。 ・納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除の適用はありません。ただし、「同一生計配偶者」として納税義務者の扶養の人数に含まれます。</p>																								
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額						納税義務者の合計所得金額																																																																						
	900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下																																																																		
48万円以下	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																	
	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円																																																																	
配偶者特別控除	市民税・県民税	所得税																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超～95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超～100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>36万円</td> <td>24万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	48万円超～95万円以下	33万円	22万円	11万円	38万円	26万円	13万円	95万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	36万円	24万円	12万円	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	11万円	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			納税義務者の合計所得金額																																																																									
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																																																							
48万円超～95万円以下	33万円	22万円	11万円	38万円	26万円	13万円																																																																							
95万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	36万円	24万円	12万円																																																																							
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	11万円																																																																							
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円																																																																							
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円																																																																							
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円																																																																							
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円																																																																							
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円																																																																							
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円																																																																							
扶養控除	一般扶養親族一人につき…33万円 特定扶養親族一人につき…45万円 老人扶養親族一人につき…38万円 同居老親等一人につき…45万円 ・「一般扶養親族」とは、扶養親族のうち16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満(昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ、及び、平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「特定扶養親族」とは、扶養親族のうち19歳以上23歳未満(平成12年1月2日生まれ～平成16年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「老人扶養親族」とは、扶養親族のうち70歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)の人をいいます。 ・「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人をいいます。 ※16歳未満(平成19年1月2日以降生まれ)の扶養控除は平成24年度から廃止されました。	一般扶養親族一人につき…38万円 特定扶養親族一人につき…63万円 老人扶養親族一人につき…48万円 同居老親等一人につき…58万円																																																																											
基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>市民税・県民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	市民税・県民税	所得税	2,400万円以下	43万円	48万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	32万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	16万円	2,500万円超	0円	0円																																																													
合計所得金額	市民税・県民税	所得税																																																																											
2,400万円以下	43万円	48万円																																																																											
2,400万円超～2,450万円以下	29万円	32万円																																																																											
2,450万円超～2,500万円以下	15万円	16万円																																																																											
2,500万円超	0円	0円																																																																											

【別表1】調整控除(人的控除の差) ※配偶者控除・配偶者特別控除の人的控除の差の金額は納税義務者の合計所得金額に応じて変わります。

控除の種類	金額	控除の種類	金額
扶養控除	一般	障害者控除	普通
	特定		特別
	老人	同居特別障害者加算	寡婦控除
	同居老親		ひとり親控除
配偶者控除(※)	一般	勤労学生控除	5万円(母) 1万円(父)
	老人	基礎控除	1万円
配偶者特別控除(※)	48万円超50万円未満		一律5万円
	50万円以上55万円未満		